

(仮称) 肝付風力発電事業  
環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

2021年4月

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

## 目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	1
(4) 縦覧期間.....	1
(5) 縦覧者数.....	1
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	2
(1) 意見書の提出期間.....	2
(2) 意見書の提出方法.....	2
(3) 意見書の提出状況.....	2
第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解.....	3

## 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1か月と2週間の間縦覧に供した。本事業では、新型コロナウイルスの拡大感染の状況に鑑み、法定の縦覧期間である1か月に加えて、さらに縦覧期間を2週間延長する対応を行った。

#### (1) 公告の日

令和3年1月29日（金）

#### (2) 公告の方法

令和3年1月29日（金）付の日刊新聞紙「南日本新聞（朝刊）」に掲載した。（別紙1参照）  
また、下記において電子縦覧を実施した。

・ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ホームページ（別紙2-1参照）

[https://www.jre.co.jp/news/2021kimotsuki\\_houhousho.php](https://www.jre.co.jp/news/2021kimotsuki_houhousho.php)

※鹿児島県及び肝付町のホームページにも方法書の縦覧に係るお知らせを掲載した。

（別紙2-2、別紙2-3参照）

#### (3) 縦覧場所

関係地域を対象に、以下に示す4か所にて縦覧を実施した。（別紙4参照）

また、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。

・鹿児島県庁13階環境林務課（鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号）

・肝付町役場2階閲覧室（鹿児島県肝属郡肝付町新富98）

・肝付町役場内之浦総合支所1階（鹿児島県肝属郡肝付町南方2643）

・肝付町役場岸良出張所（鹿児島県肝属郡肝付町岸良482-1）

#### (4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

・縦覧期間：令和3年1月29日（金）から令和3年3月15日（月）まで

※事業では、新型コロナウイルスの拡大感染の状況に鑑み、法定の縦覧期間である1か月に加えて、さらに縦覧期間を2週間延長する対応を行った。

・縦覧時間：開庁日の午前8時30分から午後5時まで（開庁時間に準ずる。）

・インターネットによる縦覧（電子縦覧）：

令和3年1月29日（金）から令和3年3月15日（月）まで。

※なお、電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。

#### (5) 縦覧者数

縦覧者数は延べ7人であった。

## 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

環境影響評価法第7条の2に規定される説明会については、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、環境影響評価法施行規則第3条の5の規定を踏まえ、縦覧期間中の開催を見送った。

なお、説明会で提示を予定していた方法書の概要を説明する資料については、縦覧期間中にジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社のホームページにおいて公表するとともに、対象事業実施区域周辺の岸良地区の約300戸を対象として配布した。

## 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

### (1) 意見書の提出期間

令和3年1月29日（金）から令和3年3月15日（月）まで  
（郵送の受付は、当日消印有効とした。）

### (2) 意見書の提出方法

方法書に対する環境保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた（別紙3参照）

- ①ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社への書面の郵送
- ②方法書縦覧場所に設置した意見書箱への投函

### (3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は9通37件であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は9通37件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
<b>【事業計画】</b>		
1	発電した電力は、九電に売電する予定なのか？九州は太陽光発電でも余剰になったりする。	本事業は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく固定価格買取制度（FIT）対象事業となっており、九州電力様に売電する予定です。
2	東京の会社がなぜ肝付町で風力発電の工事をするのか？税金をもらって環境破壊をしに来たのか？送電ロスが少ない東京近郊で風力発電をされた方が良いのでは？	当社は風力発電をはじめとする再生可能エネルギーによる発電事業を行っております。 本事業の対象事業実施区域である肝付町は環境省が公表している風況マップで好風況が期待できる場所となっており、風力発電の導入は、鹿児島県及び肝付町の取組みにも資するものと考えております。 また、本事業を通じて地域資源である風力を活用した持続可能なクリーンエネルギーを供給することにより、地球温暖化対策の一助として地球環境保全に貢献するとともに、地元である肝付町の活性化にも貢献することができると考え、この度、事業を計画させていただきました。
3	税金もらって工事するなら肝付町民全員に周知し、50年～100年先を考えて工事して下さい。東京に逃げないで下さい。	本事業は税金による事業ではありません。 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、固定価格買取制度（FIT）対象事業となっております。 本方法書につきましては、関係地方公共団体である鹿児島県及び肝付町とも相談の上で、環境影響評価法に基づき、日刊新聞紙（南日本新聞）、関係地方公共団体（鹿児島県、肝付町）及び当社ホームページにおいて公告及び縦覧に係るお知らせ等を掲載させていただきました。 また、事業地に近接する岸良地区の皆様に対しては、地元の回覧板で事業及び環境影響評価方法書についての説明資料を配布しております。 今後の手続きにおいては、頂いたご意見も参考に、住民の皆様への丁寧なご説明を心掛けて参ります。
4	発電した電気は九州電力に売るのでしょうか？太陽光発電でも九州は電力が余剰になったりします。東京近郊に風力発電を作れば送電ロスも小さく良いのでは？	本事業は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく固定価格買取制度（FIT）対象事業となっており、九州電力様に売電する予定です。 当社は風力発電をはじめとする再生可能エネルギーによる発電事業を行っております。 本事業の対象事業実施区域である肝付町は環境省が公表している風況マップで好風況が期待できる場所となっており、風力発電の導入は、鹿児島県及び肝付町の取組みにも資するものと考えております。 また、本事業を通じて地域資源である風力を活用した持続可能なクリーンエネルギーを供給することにより、地球温暖化対策の一助として地球環境保全

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
		に貢献するとともに、地元である肝付町の活性化にも貢献できると考え、この度、事業を計画させていただきました。
5	東京の会社がなぜ肝付町に工事する予定なのですか？税金をもらって環境破壊して台風などで使えなくなり、ほったらかしにするのですか？送電ロスを考えて需要の高い都会近くに造ったほうが良いのでは？九州では太陽光発電も余剰となり九電の買取価格も低い状態です。	本事業は税金による事業ではございません。 また、当社は風力発電をはじめとする再生可能エネルギーによる発電事業を行っております。 本事業の対象事業実施区域である肝付町は環境省が公表している風況マップで好風況が期待できる場所となっており、風力発電の導入は、鹿児島県及び肝付町の取組みにも資するものであると考えております。 また、本事業を通じて地域資源である風力を活用した持続可能なクリーンエネルギーを供給することにより、地球温暖化対策の一助として地球環境保全に貢献するとともに、地元である肝付町の活性化にも貢献できると考え、この度、事業を計画させていただきました。
6	私達の自然豊かなふるさとにこの様な大型の羽根が置かれる事に不満を思います。 発電事業は暮らしを豊かにする上で重要かも知れませんが、設置してしまっからは取り除く事は困難だと思うし負の遺産になってしまうおそれがある様な気がします。 何十年後かに貴社が廃業されたら誰が処理するのですか？（明日の事はわからない）	本環境影響評価手続を通して、地域の環境への影響をできる限り回避及び低減したいと考えております。 本事業の事業期間は約20年を予定しておりますが、事業期間終了までに撤去費用を積み立てる計画にしております。また、事業主体は弊社の出資する発電所の事業会社となる予定で、弊社が廃業しても事業が継続出来るような事業体制を検討して参ります。
7	最近2011年3月11日に関する報道を見て電力に関する事故で東京電力福島第一原発事故で深刻な事態を行きこしていたけど風力は放射線は関係ないかも知れないがこの田舎に問題になるような物体を持ち込まないでほしいと願うばかりです。	原子力発電事業と異なり、風力発電事業では放射性物質による影響は生じません。 本事業を通じて地域資源である風力を活用したクリーンエネルギーを供給することで、地球温暖化対策の一助として地球環境保全に貢献するとともに、地元である肝付町の活性化にも貢献できると考えております。
<b>【生活環境-低周波音】</b>		
8	3. 想定実施区域は、岸良地区、姫門地区に近く、発電機による低周波の発生が予想される中、地域住民の健康被害のリスクが予想される。	本事業による低周波の影響につきましては、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」等の最新の知見に基づいた測定方法による調査を実施したうえで、影響の予測及び評価を行うとともに、想定される影響の程度に応じた適切な環境保全措置を検討し、低周波による影響の回避及び低減に努めます。
9	低周波音が原因で健康の不調を訴えるケースがあるが、低周波音の種類と人体への影響については万人が納得する基準がなく、科学者の間でも意見が一致しない。 地域住民にそのような具体的な話がなく、健康の不調が起こった時に対する策があまりにも不十分である。 また、上記を理由に移住を教える人々の足が遠き、小中学校存続問題を拡大する要因となる。	本事業による低周波音の影響につきましては、今後、調査、予測及び評価を行うとともに、必要に応じて、専門家や関係自治体等にご意見を伺い、ご助言を得ることで、想定される影響の程度に応じた適切な環境保全措置を検討し、影響の回避及び低減に努めます。
<b>【自然環境-全般】</b>		
10	郷土の景観と生態系に影響が出ないよう計画を再考・変更ください。 特に、現地は猛禽類の生息はもとより、サシバなど各種鳥類の渡りのコースでもあることから、特に配慮を要すると思います。	本事業による景観や生態系、猛禽類や渡り鳥などの各種鳥類への影響につきましては、今後、調査、予測及び評価を行うとともに、必要に応じて、専門家や関係自治体等にご意見を伺い、ご助言を得ることで、想定される影響に対して適切な環境保全措置を検討し、鳥類への影響の回避及び低減に努めます。
11	私は、肝付町にて、現在貴社より縦覧されている、標記環境評価方法書に関し、環境保全の見地か	本事業による各種環境影響につきましては、今後、調査、予測及び評価を行うとともに、必要に応

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	ら、対象事業実施区域の設定について、専門家による十分な調査とその成果による計画の再検討(変更)を求めます。	じて、専門家や関係自治体等にご意見を伺い、ご助言を得ることで、想定される影響に対して適切な環境保全措置を検討し、鳥類への影響の回避及び低減に努めます。
<b>【自然環境-コウモリ類】</b>		
12	<p>コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており(バッド&amp;バードストライク)、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバッドストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見は要約しないこと。</p>	<p>環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。</p> <p>なお、環境影響評価方法書に対して環境の保全の見地から頂いたご意見は、環境影響評価法第九条の規定に従い、原則として概要を整理させていただきますが、「要約しないこと」と明記されたご意見は要約せず、原文のまま記載することとしました。</p>
13	<p>設置予定数の最大10基に対して対象事業実施区域(風力発電機設置想定範囲)が約299haでは1基当たりの面積が狭いのではないかと。ローター直径が最大で120mであれば隣接発電機とのブレード回転域外周間隔は50m程度になる場所もあるだろう。密な風力発電機の設置(配置)は飛翔動物に対する障壁効果が高くなり、消費エネルギーの増加による衰弱死やブレード等に衝突する可能性も高まる。事業実施区域の見直しが必要ではないかと。</p>	<p>事業計画の策定過程では、関係機関からの指導を仰ぎながら、環境面だけでなく防災面・安全面について考慮した上で風力発電所の設計を行います。</p> <p>本事業による飛翔動物への影響につきましては、今後、調査、予測及び評価を行うとともに、必要に応じて、専門家や関係自治体等のご助言を得ることで、想定される影響の程度に応じた適切な環境保全措置を講じ、影響の回避及び低減に努めます。</p>
14	<p>方法書の段階においてコウモリ類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される。</p>	<p>今後の手続においても、コウモリ類の専門家等にヒアリングを行い、地域のコウモリ類の状況や調査手法等についてご助言を頂きながら、調査、予測及び評価、保全措置の検討を行います。</p>
15	<p>「夜間調査」における調査時間を記載すること。</p>	<p>準備書において、夜間調査の調査時間等の必要な情報について記載いたします。</p>
16	<p>音声データはすべて録音保管すること。</p>	<p>原則として、現地調査で取得したすべての音声データを保管し、予測及び評価のための解析に用います。</p>
17	<p>コウモリ類の捕獲調査地点が3地点では少ない。モグラ・ネズミ類と同等か少なくとも草地・畑地を除いた7地点で実施する必要がある。</p>	<p>コウモリ類の捕獲調査地点については、事前にコウモリ類の専門家にヒアリングを行った上で検討いたしました。今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえ、必要に応じて、改めて専門家のご助言をいただきながら、手続を進めて参ります。</p>
18	<p>「高度録音調査」において設置するマイクの高さと向きをその理由も合わせて具体的に記載する必要がある。</p>	<p>準備書において、高度録音調査(方法書において「音声モニタリング調査」と記載)で設置するマイクの高さと向き等の必要な情報について記載いたします。</p>
19	<p>今後も環境影響評価に精通したコウモリ類の専門家から具体的な指導を仰ぎ、コウモリ類の調査についても十分な経験と知識を持った法人による適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要があるだろう。</p>	<p>今後の手続においても、コウモリ類の専門家等にヒアリングを行い、地域のコウモリ類の状況や調査手法等についてご助言を頂きながら、調査、予測及び評価、保全措置の検討を行います。</p>
<b>【自然環境-鳥類】</b>		
20	<p>3-34~3-43と鳥類の出現頻度の調査は、区域の一部しか調べていないのですか?2割ほどの地域しか調べてません。</p>	<p>ご指摘の調査結果は、平成27年に環境省から公表された資料の記載を引用しております。</p> <p>当該資料は、環境省による調査結果を2次メッシュ単位で示していることから方法書に記載した表現になっているものであり、対象事業実施区域及びその周囲においても調査は実施されております。</p>
<b>【自然環境-猛禽類・渡り鳥】</b>		
21	<p>1. 想定実施区域は、多くの鳥類の渡りのルートになっており、特に絶滅危惧種Ⅱ類(環境省レッドリスト)に指定されているサシバについては秋の渡りには、当該尾根を含む国見連山を佐多岬方向へ通過しているようすが観察されている。その他の鳥類</p>	<p>本事業によるサシバを含む渡り鳥への影響につきましては、今後、調査、予測及び評価を行うとともに、必要に応じて、専門家や関係自治体等にご意見を伺い、ご助言を得ることで、想定される影響に対して適切な環境保全措置を検討し、鳥類への影響の</p>

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	も、発電機械の大きさ、計画数、計画位置から見ても、設置された場合、渡りのルートへの混乱や発電機械へのバードストライクのリスクは回避できず、これにより、鳥類の個体数の減少が予測される。	回避及び低減に努めます。 なお、鳥類の影響予測においては、移動経路の障害に対する影響及びブレードへの接近・接触による影響（年間衝突個体数の推定）についても取り扱う予定です。
22	サンバの渡りルートのひとつであり、風力発電機を建つと鳥の混乱やバードストライクのリスクが非常に大きくなる。希少性の高い動植物に対しての調査が著しく低い。	本事業によるサンバを含む渡り鳥への影響に関する調査計画については、事前に複数の鳥類を専門とする有識者にヒアリングを行った上で設定いたしました。 今後、調査計画に則って、調査、予測及び評価を行うとともに、必要に応じて、再度、専門家や関係自治体等にご意見を伺い、ご助言を得ることで、想定される影響の程度に応じた適切な環境保全措置を検討し、鳥類への影響の回避及び低減に努めます。
23	クマタカは生態系の頂上の貴重な野鳥の住む豊かな山野を保全して下さい。サンバも春から秋に繁殖や渡りでスギなどで休けいしたりします。ブレードも野鳥に分かる黒や縞もようなどにして下さい。	クマタカを始めとする動物や生態系に対する環境保全措置については、今後実施する、調査、予測及び評価の結果及び、必要に応じて行う専門家や関係自治体等へのヒアリング結果を踏まえて、影響を回避または低減するように計画します。
24	ブレードの色を黒(くろ)など野鳥に分かる色にしてほしい。貴重なクマタカは生態系の頂点であり、豊かな肝付町の山地を保護する取組みが良い。サンバも繁殖・休息する場所で風力発電の影響は非常に大きい。	クマタカを始めとする動物や生態系に対する環境保全措置については、今後実施する、調査、予測及び評価の結果及び、必要に応じて行う専門家や関係自治体等へのヒアリング結果を踏まえて、影響を回避または低減するように計画します。
25	ブレードは何色ですか？白色より黒色が鳥は気づきやすいとありました。ヨーロッパなどを参考にして下さい。	クマタカを始めとする動物や生態系に対する環境保全措置については、今後実施する、調査、予測及び評価の結果及び、必要に応じて行う専門家や関係自治体等へのヒアリング結果を踏まえて、影響を回避または低減するように計画します。
26	私は、鹿児島島に移住を検討しており、たびたび鹿児島島を訪れています。そのため埼玉県から意見書を送付します。 鹿児島島は渡り鳥のルートとなっており、風力発電については、AIが鳥を認識すると自動的に止まる機種を選択するのを感じます。肝付においては、特にワシとタカの渡りが関係しています。たびたび鳥の通過で止まっても十分な発電ができるのか、どうか。	本事業による渡り鳥への影響につきましては、今後、調査、予測及び評価を行うとともに、必要に応じて、専門家や関係自治体等にご意見を伺い、ご助言を得ることで、想定される影響に対して適切な環境保全措置を検討し、鳥類への影響の回避及び低減に努めます。
<b>【自然環境-海洋生物】</b>		
27	2. 想定実施区域は、岸良海岸からの水系の距離が短く、発電機械の工事期間中、および設置後、土砂流出による河川・海洋生物、特にプランクトン、魚類の数量・移動変化が予測され、既存の生態系ピラミッドが崩壊する恐れが高くなる。このことは、現在把握されている当地域の自然環境に甚大な影響を及ぼしかねない	本事業による河川の水質及び河川の水生生物への影響につきましては、今後、調査、予測及び評価を行うとともに、必要に応じて、専門家や関係自治体等にご意見を伺い、ご助言を得ることで、想定される影響の程度に応じた適切な環境保全措置を検討し、影響の回避及び低減に努めます。 なお、海域に生息する海洋生物には十分留意し、造成工事によって海域に影響が生じないよう事業計画を検討して参ります。
<b>【景観】</b>		
28	景観もあまり変わらないと言いますが、木を切っただけでもかなり変わります。過小評価しないで下さい。	本事業による景観の影響につきましては、今後、調査、予測及び評価を行うとともに、必要に応じて、専門家や関係自治体等にご意見を伺い、ご助言を得ることで、景観への影響を適切に評価し、景観への影響を回避または低減できるよう努めます。
29	145mの風力発電が10基建つのに景観には影響はあまりないと悪い事は書かず税金をもらい環境破壊していくつもりですか？送電ロスが少ない東京近郊で風力発電を行って下さい。	本事業による景観の影響につきましては、今後、調査、予測及び評価を行うとともに、必要に応じて、専門家や関係自治体等にご意見を伺い、ご助言を得ることで、景観への影響を適切に評価し、景観への影響を低減に努めます。

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
<b>【公告・縦覧】</b>		
30	<p>名簿記入にはボールペンがあったが、意見書記入にはペンを準備しなければならない。</p> <p>縦覧記入者2番目が私であるが、地元住民への周知が足りないのではないかと？地元あまり知られないように事業を進めたいのではないかと？</p>	<p>意見書の記入に際してはご不便があり、失礼いたしました。</p> <p>本方法書につきましては、関係地方公共団体である鹿児島県及び肝付町とも相談の上、環境影響評価法に基づき、日刊新聞紙（南日本新聞）、関係地方公共団体（鹿児島県、肝付町）及び当社ホームページにおいて公告及び縦覧に係るお知らせ等を掲載させていただきます。</p> <p>また、事業地に近接する岸良地区の皆様に対しては、地元の回覧板で事業及び環境影響評価方法書についての説明資料を配布しております。</p> <p>今後の手続きについては、環境影響評価法に基づく住民説明会とは別に、社会情勢を鑑み、説明会を開くなどして地域住民とのコミュニケーションを図るよう努めて参ります。</p>
31	<p>内之浦総合支所は縦覧者名簿にボールペンがあるだけで記入用紙には各自ペンを準備しなければならない。2021.2.22時点で縦覧記入者は私一人という事は周知が足りないのか。周知させずに工事を進めたいのでしょうか？</p>	<p>意見書の記入に際してはご不便があり、失礼いたしました。</p> <p>本方法書につきましては、関係地方公共団体である鹿児島県及び肝付町とも相談の上、環境影響評価法に基づき、日刊新聞紙（南日本新聞）、関係地方公共団体（鹿児島県、肝付町）及び当社ホームページにおいて公告及び縦覧に係るお知らせ等を掲載させていただきます。</p> <p>また、事業地に近接する岸良地区の皆様に対しては、地元の回覧板で事業及び環境影響評価方法書についての説明資料を配布しております。</p> <p>今後の手続きについては、環境影響評価法に基づく住民説明会とは別に、社会情勢を鑑み、説明会を開くなどして地域住民とのコミュニケーションを図るよう努めて参ります。</p>
32	<p>撮影・被写がなぜ禁止なのか？もっと公開された形にしないのか？多くの人に知られると環境破壊、税金もらいに東京から肝付町に来たのではないかと？環境破壊して税金をもらって台風で壊れた風力発電が残り動植物が絶滅する。肝付町には住んでいないので東京の人には何の影響も無く税金がもらえますよね。</p>	<p>事業情報の流出や著作権保護のため、縦覧図書の複写・撮影は禁止させていただきます。</p> <p>なお、本事業は税金による事業ではございません。</p> <p>また、当社は風力発電をはじめとする再生可能エネルギーによる発電事業を行っております。本事業の対象事業実施区域である肝付町は環境省が公表している風況マップで好風況が期待できる場所となっており、風力発電の導入は、鹿児島県及び肝付町の取組みにも資するものと考えております。</p> <p>本事業を通じて地域資源である風力を活用した持続可能なクリーンエネルギーを供給することにより、地球温暖化対策の一助として地球環境保全に貢献するとともに、地元である肝付町の活性化にも貢献できると考え、この度、事業を計画させていただきました。</p>
33	<p>インターネットでも意見書が送れるようにして下さい。閉鎖的なのは環境に影響があり税金がもらえるからではないのでしょうか？</p>	<p>インターネットにおける意見書の送付・受付については、セキュリティ上の観点から対応しておりません。</p> <p>お手数をおかけして申し訳ありませんが、引き続き、郵送での意見書の送付をお願いいたします。</p> <p>なお、本事業は税金による事業ではございません。</p>
34	<p>この冊子を撮影するといけないのは何故ですか？新聞をとっていないホームページを見れない人には厳しく、役場の周知も少ししかしていないのでは？</p>	<p>事業情報の流出や著作権保護のため、縦覧図書の複写・撮影は禁止させていただきます。</p> <p>本方法書につきましては、関係地方公共団体であ</p>

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	<p>肝付町のホームページを見ましたが、詳しい事は分かりませんでした。</p>	<p>る鹿児島県及び肝付町とも相談の上で、環境影響評価法に基づき、日刊新聞紙（南日本新聞）、関係地方公共団体（鹿児島県、肝付町）及び当社ホームページにおいて公告及び縦覧に係るお知らせ等を掲載させていただきました。</p> <p>また、事業地に近接する岸良地区の皆様に対しては、地元の回覧板で事業及び環境影響評価方法書についての説明資料を配布しております。</p> <p>今後の手続きにおいては、頂いたご意見も参考に、住民の皆様への丁寧なご説明を心掛けて参ります。</p>
<b>【防災】</b>		
35	<p>木の伐採により、地盤が大幅にゆるみ地すべりのリスクが起こる。民家から非常に近い所に設置予定で非常に危険である。</p>	<p>風力発電所の建設に際しては、環境影響評価の続きの他、保安林解除手続きが必要になり、防災の見地から自治体の関係部署と協議を行い、具体的な対策を講じるにより、災害リスクの解消に努めて参ります。</p> <p>なお、工事期間中の造成・基礎工事に伴って降雨時に発生する濁水及びその排水については、沈砂池を設置し、土壌に浸透させる事で、濁水の排水を防止する計画とする事で周辺に与える影響を回避または低減するように計画します。</p>
36	<p>設置する際の山への影響。近年、巨大台風などが発生している為、風水害の危険増となり、崩れることで野生動植物だけでなく、近隣住民の生活にも想定しえないほど大きい影響が出る可能性も視野に入れてほしい。山の木が育つには時間がかかりますので切らないでほしいし、設置の際にも、すでにある敷地を利用するなど、今ある自然環境には手をつけないでほしい。AI搭載 IdentiFlight スマートカメラで検索を。</p>	<p>風力発電の設計に関する審査は厳格化されており、台風による暴風や大規模な地震に耐えうる設計基準を満たさなければ建設が許可されない制度があります。本事業においても国の基準を満たす事が出来る風力発電機を採用します。</p> <p>事業計画地の開発面積は必要最小限として、関係機関からの指導を仰ぎながら、防災面・安全面に十分に考慮した上で風力発電所の設計を行います。また、風力発電設備の安全性については電気事業法に基づく安全性の審査を受けたうえで事業を行いますので安全性についても担保されるものと考えております。</p>
<b>【その他】</b>		
37	<p>森林伐採により野生動物が今よりも里に現れ、農家に被害をもたらすリスクが拡大する。</p>	<p>開発に当たっては、改変面積を極力少なくするなどして、鳥獣類（イノシシ、サル、シカ等）による影響を低減するように努めます。鳥獣類による農作物被害が増加し、その影響が本事業に起因すると考えられる場合には、関係者等に被害状況の聞き取り調査を実施させていただくとともに、事業による影響が想定される場合には、必要に応じて対策を検討させていただきます。</p> <p>なお、弊社が運営する既存の風力発電所では、現時点で鳥獣による農作物被害の報告は受けておりません。</p>

南日本新聞（令和3年1月29日 朝刊15面）

**環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について(公告)**

環境影響評価法に基づき、(仮称)肝付風力発電事業環境影響評価方法書(以下、「方法書」と記載)を次のとおり縦覧及び公表します。また、同法に基づく説明会の開催について、次のとおりお知らせします。

■事業者の名称: ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社  
代表者: 代表取締役 中川 隆久、所在地: 東京都港区六本木6-2-31 六本木ヒルズスクエアビル15階

■対象事業の名称: (仮称)肝付風力発電事業(風力発電(陸上)、四万三千キロワット程度)

■対象事業実施区域: 鹿児島県肝付町の一部

■対象事業に係る環境影響を受ける範囲: 鹿児島県肝付町

■方法書の縦覧

①縦覧場所: 鹿児島県庁13階環境林務課、肝付町役場2階閲覧室、肝付町役場内之浦総合支所1階、肝付町役場岸良出張所

②縦覧期間: 令和3年1月29日(金)から令和3年3月1日(月)まで

③縦覧時間: 開庁日の午前8時30分から午後5時まで(開庁時間に準ずる)

④電子縦覧: [https://www.jre.co.jp/news/2021\\_kimotsuki\\_houhousho.php](https://www.jre.co.jp/news/2021_kimotsuki_houhousho.php)

■説明会の開催について

環境影響評価法第七条の二に規定される説明会については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、環境影響評価法施行規則第二条の五の規定に基づき、右記の縦覧期間中の開催を見送らせていただきます。今後、説明会を開催する場合は、改めてお知らせいたします。なお、説明会で提示を予定していた方法書の概要を説明する資料については、準備が整い次第、右記の電子縦覧用URLに掲載するとともに、対象事業実施区域周辺の岸良地区を対象として配布いたします。

■意見書の提出について

方法書の提出について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

提出方法: 氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見を日本語により記載し、左記まで郵送(当日消印有効)又は縦覧場所に設置された意見書箱への投函により提出ください。

提出期限: 令和3年1月29日(金)から令和3年3月15日(月)まで

■内容についてのお問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 福岡事務所  
〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東1-13-9  
TEL 092-260-1012(午前9時から午後5時まで  
(土日・祝祭日除く)) 担当: 石井・間

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社ホームページにおけるお知らせ

The screenshot shows the news section of the J-RENECO website. The main headline is in blue: 「(期間延長・説明会資料追加) | (仮称) 肝付風力発電事業 環境影響評価方法書」の観覧について ※終了しました. Below this, a paragraph explains that the environmental impact assessment method book (referred to as the 'Method Book') has been completed and published on January 28, 2021, in accordance with the requirements of the Environmental Impact Assessment Act. It mentions that the plan was revised based on the latest assessment results. There are three dropdown menus for navigation: 計画書の観覧について, 観覧書の観覧について, and 見学について. Below the news is a section titled 「方法書の観覧について」, which includes a sub-section 「観覧場所・時間」. This section contains a table with columns for 「施設名」 and 「観覧時間」. The table lists four locations: 鹿兒島県庁 13階環境林務課, 肝付町役場 2階閲覧室, 肝付町役場 内之浦総合支所 1階, and 肝付町役場 車員出張所. The viewing time for all locations is 8時30分～17時00分. Below the table is another 「観覧場所・時間」 section, which specifies the dates from January 29, 2021 (Friday) to March 15, 2021 (Monday), excluding weekends and public holidays. A note mentions that the plan was revised based on the latest assessment results and that the plan will be revised if necessary. At the bottom, there is a link for 「説明会資料」.

2021年1月29日

**「(期間延長・説明会資料追加) | (仮称) 肝付風力発電事業 環境影響評価方法書」の観覧について ※終了しました**

環境影響評価法に基づき、「(仮称) 肝付風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)を作成し、令和3年1月28日付で環境省へ提出しました。方法書について、下記のとおり観覧します。

▼ 計画書の観覧について ▼ 観覧書の観覧について ▼ 見学について

**方法書の観覧について**

**観覧場所・時間**

施設名	観覧時間
鹿兒島県庁 13階環境林務課	8時30分～17時00分
肝付町役場 2階閲覧室	
肝付町役場 内之浦総合支所 1階	
肝付町役場 車員出張所	

**観覧場所・時間**

2021年1月29日(金)～2021年3月15日(月)  
(土・日・祝祭日・施設の休館日を除く)

環境影響評価法第1条の2に規定される説明会については、最新の情報に基づき、環境影響評価法施行規則第3条の5の規定に基づき、上記の観覧期間中の観覧を見送らせていただきます。今後、説明会を開催する場合は、改めてお知らせいたします。

**説明会資料**

## インターネットによる閲覧

方法書は令和3年3月15日（月）まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

※ブラウザは、Chrome、Edge/Internet Explorer 11、Firefox、Safariの最新バージョンとその1つ前のメジャーリリースバージョンを動作対象としています。PDFの閲覧ができない場合は、ブラウザの最新バージョンをインストール頂き、再度ご確認ください。

※Internet Explorer 10は対象外です

## 方法書

### 表紙目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況

3.1 自然的状況

3.2 社会的状況

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 その他環境省令で定める事項

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

## 資料編

## 要約書

## 意見書の提出について

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

- (1) 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函（令和3年3月15日（月）まで）
- (2) 当社宛に郵送

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東1-13-9 いちご博多駅東ビル 4階  
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 福岡事務所 宛  
（令和3年3月15日（月）当日消印有効）

## 意見書用紙

## お問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社  
福岡事務所 担当 石井、間  
電話 092-260-1012（代表）  
（土・日・祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで）

[ニュース一覧へ戻る](#) >

# 鹿児島県ホームページにおけるお知らせ



お知らせ > 暮らしと観光 > 環境 > 環境影響評価 > 環境影響評価について

更新日：2021年2月9日

- 環境影響評価
- パブリックコメントの受理結果
- 鹿児島県環境影響評価条例の対象事業に環境影響評価を届出することについて
- 環境影響評価について
- 評価手続書（様式様式）
- 県の計画

## 環境影響評価について

環境影響評価とは、環境に及ぼす影響を予測するおそれのある大規模な開発事業の実施前、事業者自らが事業の実施による環境への影響について、調査・予測・評価を行うとともに、その内容及び結果について住民や関係機関の意見を聞き、それらを踏まえて、環境の保全について適正に配慮するための制度です。

環境影響評価法及び鹿児島県環境影響評価条例に定める種類の事業を実施する場合には、事前に環境影響評価を実施しなければなりません。なお、法や条例の対象にならない事業についても、環境基本条例や環境影響評価法に基づき、環境への配慮を適切にする必要があります。

### 県内で環境影響評価届出を縦覧・公表中の事業

株式会社グリーンバリューベストメンが、「(仮称)伊野・ヌカの人工重力発電事業」の環境影響評価方法を縦覧・公表しています。(令和3年2月25日まで)

詳しくは事業者のホームページをご覧ください。  
[株式会社グリーンバリューベストメンのホームページ\(仮称\)はこちら](#)

株式会社シェイクインが、「(仮称)新大隅ウインドファーム」の環境影響評価方法を縦覧・公表しています。(令和3年3月1日まで)

詳しくは事業者のホームページをご覧ください。  
[株式会社シェイクインのホームページ\(仮称\)はこちら](#)

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社、「(仮称)利根川力発電事業」の環境影響評価方法を縦覧・公表しています。(令和3年3月31日まで)

詳しくは事業者のホームページをご覧ください。  
[ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社のホームページ\(仮称\)はこちら](#)

日本電力サービス株式会社、「(仮称)出水水保ウインドファーム事業」の環境影響評価方法を縦覧・公表しています。(令和3年3月2日まで)

詳しくは事業者のホームページをご覧ください。  
[日本電力サービス株式会社のホームページ\(仮称\)はこちら](#)

鹿野開発株式会社、「(仮称)肥前ウインドファーム」の環境影響評価方法を縦覧・公表しています。(令和3年3月4日まで)

詳しくは事業者のホームページをご覧ください。  
[鹿野開発株式会社のホームページ\(仮称\)はこちら](#)

### 環境影響評価対象事業

以下の要件に該当する場合は、環境影響評価を実施する必要があります。

[環境影響評価対象事業一覧 \(PDF\) \(2/26KB\)](#)

### 鹿児島県環境影響評価専門委員

環境影響評価に關する技術的事項についての意見を聴くために、鹿児島県環境影響評価専門委員を委嘱しています。

[鹿児島県環境影響評価専門委員名簿 \(PDF\) \(2/0KB\)](#)

### よくあるご質問

まだまだよくある質問は作成されていません。

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

### このページに関するお問い合わせ

環境林務部環境林務課

お問い合わせフォーム

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

- このページの情報は役に立ちましたか？
1. 役に立ちました  2. 役に立ちませんでした
- このページの掲載は役に立ちましたか？
1. 役に立ちました  2. 役に立ちませんでした

送信

このサイトについて | ウェブアクセシビリティ | 個人情報保護 | リンク | 著作権 | RSS | 印刷 |

鹿児島県庁 | 鹿児島県庁 | 鹿児島県庁

鹿児島県 法人番号：8000020400001 〒890-0577 鹿児島県鹿児島市中央1-10番1号 代表電話：099-286-2111

Copyright © Kagoshima Prefecture. All Rights Reserved.

# 肝付町ホームページにおけるお知らせ

ホーム > ホームへ戻る

文字サイズ 大 背景色変更 黒 青 白 G 画像を拡大 ENHANCED BY G 福岡からの保存 f t

現在の位置 ホーム > 検索から探す > 企画調整課 > 企画調整第二係 > エネルギー関係 > (仮称) 肝付風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧について

## |(仮称) 肝付風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧について

更新日: 2021年01月26日

環境影響評価法に基づき、(仮称) 肝付風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧について以下のとおりお知らせします。環境影響評価方法書とは、環境影響評価(環境アセスメント)において、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかという計画を示したものです。

### ■事業者の名称

事業者名: ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社  
代表者: 代表取締役 中川隆久  
所在地: 東京都港区六本木6-2-31 六本木ヒルズノースタワー15階

### ■対象事業の名称 (対象事業の種類、発電設備出力)

(仮称) 肝付風力発電事業 (風力発電 (陸上) 43,000キロワット程度)

### ■対象事業の実施想定区域

鹿児島県肝付郡肝付町の一部

### ■環境影響評価方法書の縦覧

(仮称) 肝付風力発電事業環境影響評価方法書

- 縦覧場所:
  - 鹿児島県庁13階環境林務課
  - 肝付町役場2階閲覧室
  - 肝付町役場内の浦合支所1階
  - 肝付町役場岸長出張所
- 縦覧期間: 令和3年1月29日(金曜日)から令和3年3月1日(月曜日)まで
- 縦覧時間: 開庁日の午前8時30分から午後5時まで(開庁時間に準ずる)

### ■意見書の提出

環境影響評価方法書について 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、豊面により提出することができます。提出方法: 氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し下記まで郵送(当日消印有効)又は縦覧場所に設置された意見書箱への投函により提出してください。

提出期限: 令和3年1月29日(金曜日)から令和3年3月15日(月曜日)まで

### ■内容についてのお問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 福岡事務所  
〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東1-13-9 いちご博多駅ビル4階  
電話099-260-1012 午前9時から午後6時まで(土日祝日を除く) 担当: 石井

やさしく、ロケットの町

くらし・手続き >

子育て・教育 >

健康・医療・福祉 >

町政情報 >

事業者の方へ >

防火・安全 >

観光情報はこちら >

- #### ■エネルギー関係
- 肝付町再生可能エネルギービジョンが策定されました
  - 浦合支所市民活動センター建設
  - 加部発電所建設の進捗
  - おみすみスマートコミュニティ事業の可能性調査結果について
  - 再生可能エネルギー導入促進システム導入普及推進補助金制度について
  - 電力の地産地消推進促進策について
  - ZEH(ネットゼロエネルギーハウス)推進事業補助金
  - 再生可能エネルギー導入促進補助金制度について
  - 住宅用蓄電池システム設置補助金制度
  - 地方自治体等と連携したCO2排出削減促進事業補助金制度に係る公募型プロポーザルの実施について
  - (仮称) 肝付風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧について



縦覧状況

縦覧場所	写真 1	写真 2
鹿児島県庁 13 階		
肝付町役場 本庁 2 階閲覧室		
肝付町役場 内之浦総合支所		
肝付町役所 岸良出張所		

